

佐賀県選挙管理委員会告示第 45 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項第 2 号の規定により、資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和 5 年 11 月 14 日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

資金管理団体でなくなった旨の届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
松本 茂幸	松本茂幸後援会	令和 4 年12月21日
古賀 臣介	古賀しんすけ後援会	令和 4 年12月31日
塚部 芳和	塚部芳和新風会	令和 4 年12月31日